

尾張旭市監査公表第23号

平成28年5月31日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した財政援助団体監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年8月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

公益社団法人 尾張旭市シルバー人材センター（健康福祉部長寿課）

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>尾張旭市補助金等交付基準第10条により、補助金交付要綱には、補助率又は補助金等の額を規定する必要があるが、シルバー人材センター事業費補助金交付要綱第5条及び別表の算定基準には、補助率又は補助金の額が明確に規定されていない。</p> <p>補助金交付要綱は、市が補助金の事務処理を行うにあたって、その判断基準となるものであり、その内容を具体的に定める必要がある。よって、上記の算定基準に、補助率、補助金の額の数値基準を明確に規定する必要がある。（長寿課）</p>	<p>指摘事項については、今年度中に補助率、補助金の額の数値基準を規定する要綱改正を行う予定です。</p>